

序　　章

1. 課題の設定

筆者がビルマに滞在したのは1986年4月から88年4月までである。そして、アウンサン・スーーをリーダーとする民主化要求運動が盛り上がったのは、1988年8月のことである。筆者は、2年間のビルマ滞在中、ネーウィン政権に対する憎悪と諦めが入り混じった、ビルマ国民の本音に触ることができた。彼らは政権に対する罵詈雑言と自らの不幸を、あるときは切々とまたあるときは白けた口調で筆者に訴えた。しかし、それが反政府示威行動につながるような気配は感じられなかった。ところが今考えると、1987年9月1日から状況は変わってきていたように思われる。

その日、政府は、これまで国家の統制下におかれていた米をはじめとする主要農産物の取引、加工、輸送、貯蔵などの自由化を発表した。これから農産物の取引を担い、過去四半世紀の間存在しないに等しかった農産物市場を形成していくとする商人たちが、金や宝石を現金化するとともに大量に預金を引き出し、市民も値上げ前に食料品を買いだめしておこうとやはり預金を下ろしはじめ、一部の農民は農産物を販売して多くの現金を得た。また、この自由化を他の経済あるいは社会的自由への前兆と受けとめる者も少なからずいた。ところが、政府はその4日後、突然25チャット（日本円で約500円）以上の紙幣の廃貨を宣言し、これに対して何の補償措置も採らないという愚挙に出た。ヤンゴン大学の周辺で学生が暴動を起こしている、という知らせが筆者の耳に入ってきたのはその日の夜であった。翌日から大学は閉鎖され

てしまった。

他方、米取引の自由化はブローカーの投機買いや生産者の売り惜しみを招請し、これにガソリン不足による輸送難が加わって、米価の騰貴は加速度的に勢いを増していった。主食である米の高騰はあらゆる生活必需品に波及し、庶民の生活を圧迫していった。そして、1988年3月の定例議会で、ビルマが後発発展途上国(LLDC)になることが国連で承認されたとの報告がなされた。こうした経済的苦境や政権の信用の決定的失墜を背景に、学生や市民たちの反政府感情が政権打倒へと釀成されていった。民衆の憤懣は1988年3月に些細な事件で火を吹き、旧政治家や旧軍人らを巻き込んで、8月の民主化要求運動に突入していったのである。民衆は民主化実現、暫定政権樹立へ向かって邁進したが、周知のとおり、9月の軍事クーデターによって大弾圧を受け再び沈黙を余儀なくされてしまった。今にして思えば、1987年9月からの約11ヵ月間は、民主化闘争の大爆発の長い導火線であった。1987年9月1日、その端緒は農産物の取引自由化に発していたのである。

農産物取引自由化は、ビルマ式社会主義経済体制の終焉への画期となった。この農政の大転換は、とりもなおさずネーウィン政権25年間の経済政策の根本を自ら否定するものであったからである。ネーウィン政権は、1962年3月の成立当初から、強烈な民族主義に根ざした「ビルマ式社会主義」を国家の中心思想に据え、それまでイギリス人、インド人あるいは中国人といった「外国人」に握られていた主要な経済機構の国有化を推進した。農業部門に関しては、農地をはじめとして、農産物の流通、加工、輸出などを行う企業、農業金融機関などが国家に接収された。米を中心とする農産物とチーク材を国家が一元的に輸出し、それで稼いだ外貨で原材料や生産財を輸入して工業化を実現していくというシナリオが、植民地的モノカルチャー経済から脱皮するため採られた、ビルマ式社会主義の経済開発政策の柱だった。政権は、農民をして低価格で穀を国営経済機構に販売させる供出制度を早くから施行した。安価に徵収した穀の加工や流通を国家が一手に担い、国内的には米を安く安定的に配給することで国民の腹を満たし、一方でこの米を輸出して得

た外貨で資本蓄積を進めようとしたのである。米はビルマ経済の発展を担う戦略物資であり、供出制度はビルマ式社会主义と唇歯輔車の関係にあった。経済的苦境の中で、代替する戦略物資の腹案もないまま、突然米の統制を撤廃することは、とりもなおさず体制側の失政を公に認めることにほかならなかつたのである。

それではなぜ粗米供出制度の撤廃がこの時期に行われねばならなかつたのであろうか。第1の要因は、米の輸出で外貨が稼げなくなつたことである。米の生産量の伸び悩みはすでに1970年代から問題となつており、それを打破するために、1977/78年度から後に述べるような高収量品種米(High Yielding Variety Rice, 以下HYV) 生産プロジェクトが導入された。これによって生産量は飛躍的に上昇したもの、輸出量は国内需要と闇輸出に食られて期待されたほど伸びず、米の品質の悪さと国際市場の低迷による輸出価格の下落とも相俟つて、ビルマにおける米輸出の重要性は1980年代に入ると急速に低下した⁽¹⁾。少なくとも、米輸出で資本蓄積できる状態ではなくなつていたのである。

しかし、たとえ米輸出によって外貨を稼ぐことができなくなつてしまつたとしても、低賃金労働力を確保するとともに食糧不足による国内治安の動揺を回避するという配給制度の役割が終わつたわけではない。にもかかわらず、供出制度は撤廃された。その理由は、供出制度の存続どころか政権の基盤を搖るがしかねない治安の悪化が、農村部で目立ちはじめたからである。これが供出制度廃棄の第2の要因である。高収量品種米導入による増産の成果ができるだけ早期に回収し、国家経済の立て直しをはかるとしたネーウィン政権は、米輸出の低迷は農民の供出逃れにあるとし、1980年半ば頃から急速に供出制度を強化した。供出価格の改定が行われないまま、農民の供出負担量が増し、闇市場の取締りも厳しくなつた。生活必需品価格の上昇の中で、1974年から供出価格が原則的に据え置かれ、そのうえHYV導入に伴うコスト負担の増加にも関わらず増産した分のほとんどを国家に徴収されてしまうので、農民の不満は1987年に入ると頂点に達はじめていた。あちこちの村で

供出拒否の動きが伝えられはじめ、エーヤーワディ（イラワジ）・デルタ地帯では農民が線路に座りこみを行い、マンダレー市南方のチャウセー郡では、糲の供出を強要した村落人民評議会書記長が農民に殺されるという事件まで起きた。ネーウィン政権は、政権発足当初農村部での反政府ゲリラ活動に悩まされ、また農村の余剰を都市・工業部門へ移転するという経済政策の必要上、農村部の治安維持に腐心してきた。したがって、こうした治安の悪化は政府にとってゆゆしき事態であった。人口の4分の3が居住する農村部の動揺は、政権の基盤を揺るがしかねないのである。農産物取引自由化の背景には、以上述べたような農民の不満の暴発があったことは疑いない。

農産物の自由化、そしてその後の政治変動は、ビルマ式社会主義の終焉を意味するものであった。本書では、その終焉期直前の農村の社会経済状況が、ビルマ・デルタの一米作村を事例として描写される。

ネーウィン政権は、供出制度の他にも、農地の国有制、国家の計画に基づく計画栽培制などさまざまな強制的手段によって、農村および農民を管理してきた。しかし、中央が策定する諸政策は、中央から地方へそして村へと降りてくる段階を経て種々の解釈や変更が行われ、また村の中では村役人と村人たちの内輪の妥協（これをナーレームという）も加わって、中央の法制がそのまま農民の経済生活を規制していたわけではない。例えば、供出される糲の検査が少しでも甘くなると、小石や砂などの夾雑物の混入や未乾燥糲の搬入が行われた。また、農地は国有で農民には農地の耕作権しか与えられず、さらにその私的処分は一切禁じられていたが、実際には相続や分割、譲渡、売買などが行われていた。とはいいうものの、ナーレームの適用できる機会あるいは範囲は限られたものでしかなかった。糲米の徵発は厳しかったし、耕作権の移転の管理も行われていた。また、中央政府の要求する計画作物の作付もほぼ指定どおり実行されていたといってよい。中央の農業政策が村では条文どおりには施行されないといつても、農民たちが国家によって強く管理されてきたことは否定しようのない事実である。本書では、ナーレームを考慮しつつ、農民を束縛してきた農政の本質と、それに対する農民の対応

の諸相を、一米作村の事例を通じて明らかにしていく。これが本書の第1の課題である。

民族主義に根ざした、農業を基盤とした経済発展、これがビルマ式社会主義の経済政策の基本であり、そのために農村は国家の厳しい管理下におかれることは以上に述べたとおりである。しかし「社会主义」の名においては、当然「平等」も重視されなければならない。ビルマ式社会主義もあらゆる搾取の撤廃と平等の理念を高く掲げてきた。だが、筆者がヤンゴンに着任して驚いたのは、一方にプールの付いた大邸宅に住んで多数の召使いにかしづかれる大金持ちがいて、他方にももの乞いやゴミ拾いでその日暮らしをする極貧層がいるという貧富の格差であった。農村においても、これほど極端ではないが、農民たちの経営面積には大きな格差があり、またほとんどの農村が農地を保有しない多数の農業労働者を抱えていた。ネーヴィン政権の26年間、平等の理念に反する階層分化が、ビルマの村から一掃されることはなかったのである。こうした農村内の諸階層の由来と村内での共存のメカニズムを解明していくのが、本書の第2の課題である。

さて、本書の構成は以下のとおりである。まず第I章では、調査村を含む周辺地域、特にフレグー郡の地理、歴史、民族および農業生産を概観する。続いて第II章で、調査対象村落の地勢、住民、歴史、農業生産等の概要を説明する。第I、II章の考察を通じて、周辺地域からみたZ村の代表性および特殊性が明らかにされるであろう。第III章では、本書での分析の基礎になる世帯、親族、職業等に関する諸概念の定義を試みるとともに、Z村におけるその実態を描写する。第IV章は本書の第1の核心部である。この章ではまず1948年のビルマ独立以後の土地政策、農產物流通政策および生産管理政策の3重要政策の展開を概観し、さらに1970年代後半に開始された生産力増強政策を加えて、それぞれの政策の歴史的、政治経済的な意義を検討する。そして後半部では、これらの諸政策がZ村で實際にはどのように運用され、農民やその他の村人たちはそれにどのように対応してきたのかを明らかにする。第V章は第VIII章とともに本書の第2の核心部をなす。ここでは、第IV章で述

べた農業政策下でのZ村の土地保有の実態を分析し、農村における「生きた土地制度」の解明を試みる。土地保有に基づくZ村の階層構成についても言及されるであろう⁽²⁾。続く第VI章は、第V章の補論的性格をもち、農地の保有と農具および家畜の所有の関係を考察する。第VII章では、農家と並んでZ村の2大階層のひとつを占める農業労働者(世帯)について、雇用の実態と諸労働慣行の性格を明らかにする。最後の第VIII章では、第VII章までに述べた諸生産要素の賦存状況および諸制度の制約の下に、Z村の農家および非農家世帯がどのような経済活動を行い、どれだけの所得を得ているかについて分析する。ここにおいて、Z村の経済階層構造の全体像が明らかにされるであろう。

2. 研究動向と本書の位置づけ

本書の課題はビルマ農村の経済構造を農業政策との関連の中で考察することにあるので、それに関わる範囲内、すなわち農業政策研究と農村経済調査について、戦後の研究動向を整理しておくことにしよう。

独立(1948年)直後のビルマ農業の主要問題は、(1)農地改革、(2)農業金融機構の整備、(3)生産量の戦前レベルへの復活と輸出の増強⁽³⁾、および(4)流通機構の整備であった。具体的な政策として特に重要なのは、農地国有化法の施行と農産物販売庁(State Agricultural Marketing Board, 以下SAMB)の設立である。独立時から1962年までの農業政策に関する研究の動向は、ほぼこの2政策を中心整理することができる。

農地国有化法は、不耕作地主を排除し、耕作権の安定をはかり、農民負債問題を一挙に解決することを目的として、1948年に制定され、53年に修正・再制定(54年にも一部改正)された。この法に基づいて進められた農地改革について、ビルマ人学者は概ね否定的であり、地主の消滅により小農への資本提供者がいなくなつた⁽⁴⁾、大規模所有者の規模の利益を失わせた⁽⁵⁾、個別農家への配分面積が少なすぎて農業だけでは生計が維持できない⁽⁶⁾、などの点が指

摘されている。しかし、この農地改革が経済政策よりもむしろ社会政策として遂行されたことを考慮するならば、クリムコのように地主の圧力により「改悪」された農地国有化法における平等性の不徹底を指摘する⁽⁷⁾方が、農地改革の評価としては当を得ているのではないだろうか。いずれにしても農地改革はきわめて不徹底な結果に終わってしまい、それが現在の土地制度にも大きな影響を及ぼしている(本書第IV、V章参照)。なお、農地国有化法の結果として農民が与えられた農地に対する農民の権利に関しては、耕作権である⁽⁸⁾、所有権である⁽⁹⁾、曖昧である⁽¹⁰⁾の3様の解釈がある。後のネーウィン政権期の農地政策と比較するうえで、この権利の問題は重要である。これに対する筆者の見解は第IV章で展開される。

一方、SAMBは、(1)米価の安定、(2)米の輸出の独占による財政収入の確保、(3)「外国人」商人の追放による流通機構のビルマ化、を目的として設立された官製機関である。(1)に関してミンマウンは、政府買上げ米価は低価格で安定していたので農民には不利であった、と述べている⁽¹¹⁾。だが、SAMBが扱ったのは全流通量の3分の1程度で残りは自由に取り引きされたので、同庁の米価安定に果たした役割については疑問の余地があろう。(2)の財政収入の確保に関しては、販売庁から国庫に入る歳入は1950年代半ばまでは非常に重要な役割であったが、それ以降は重要性を失っていった⁽¹²⁾。また、役人で構成されるSAMBの組織運営のますさに起因する、数字に現れない損失を指摘する論考もある⁽¹³⁾。(3)の「外国人」商人の追放は、輸出部門では成功したが、農家の庭先から精米所まで、およびそこから国内消費者までの流通過程は「外国人」を含む民間商人が活躍していた⁽¹⁴⁾。目的は充分に達成されたとは言い難いが、SAMBの経験はネーウィン政権に引き継がれることになる。

1962年に始まるネーウィン政権すなわちビルマ式社会主義体制下での農業政策の展開とそのパフォーマンスについては、ミャタン⁽¹⁵⁾、キンマウンチー⁽¹⁶⁾、ステインバーグ⁽¹⁷⁾、西沢⁽¹⁸⁾らの研究がある。なかでもミャタンと西沢の共同作業による包括的なサーヴェイ⁽¹⁹⁾が最も良くまとまっている。彼らはネーウィン政権期の26年間を、米生産の変動をメルクマールとして、停滞期

(1962～73年), 復興期(1974～82年), 凋落期(1983～88年)に区分し⁽²⁰⁾, 各期の行政制度, 農地政策, 流通政策, 農業技術および農業生産のパフォーマンスについて丁寧に整理している。それによると, 1973年までの停滞は土地保有と流通システムに対する過剰な国家統制に起因するものであり, その後の「復興」は高収量品種米(HYV)の導入と国家統制の緩和の結果である。ただし, 復興期においても農業部門の交易条件は回復しなかった。そして1983年以降になると, 「緑の革命」の効果が薄れ, 国家統制のみでは生産の停滞への対応ができなくなって, 凋落期に入る。本書においてもこの区分は充分に考慮されているが, さらに土地制度の問題がより深く掘り下げられるとともに, 農村に到達し実行される段階での農業政策にも焦点があてられる。

ビルマにおける緑の革命, すなわちHYVとそれに伴う改良技術の普及を目的として1978年から展開された「全郡特別高収量米生産計画」は, 停滞期にあつたビルマの米生産に画期的な増産をもたらした。米輸出大国の復活を期待させるようなこの事態に研究者の関心が集中した。生産性急増の要因としては, 化学肥料の使用, 播種後25日から30日たつた若苗の移植, 正条植え等が挙げられる⁽²¹⁾。また, HYVの導入の効果に関しては, 農家も農業労働者世帯も所得が増加した, といった積極的な評価が一時期は行われた⁽²²⁾。だが間もなく, 化学肥料の多投による生産性の停滞⁽²³⁾や供出制度の増産意欲に対する桎梏⁽²⁴⁾などの問題点が指摘され, 1983年以降は生産量の伸びが止まってしまった。本書では, 今までほとんど研究されたことのなかった, HYVの村落への導入過程と村落経済への影響を具体的な事例に基づいて考察する。

ネーウィン政権期に限らず, ビルマにおける農村の実態調査報告は非常に少ない。独立直後から1960年代後半までは民族紛争や中央の政争の地方への波及等による治安の悪化, 62年以降は農村調査そのものへの厳しい規制が, その理由として考えられる。

1962年以前の調査としては, ナッシュ⁽²⁵⁾, ファナー⁽²⁶⁾, スパイロ⁽²⁷⁾ら外国人人類学者によるものと, ラングーン大学経済学部の農村調査報告⁽²⁸⁾が代表的である。ナッシュはマンダレー近郊の2カ村を調査し, 農地の所有を基準

として農村内部にはいくつかの経済的階層が存在するが、経済的格差は社会的格差の原因とはならない、と述べる。家族労働中心の小農経営は、資本が少なく、家族以外の労働者を雇用することが減多にならないため、資本家－労働者、雇用主－被雇用者、パトロン－クライエントといった社会関係が成立しにくいからである。また、政治と村民の関係について、村民にとって政府は自然と同様にあらがうことのできない「環境」であるという彼の指摘は興味深い。これを敷衍するならば、ネーウィン政権下における農民の経済活動を「政府という環境への適応」という視点から考えることができよう。ファナーは下ビルマのマイン村を調査し、農地改革が村内の所得格差を平準化するとともに、落花生作の導入が農家の平均所得水準を引き上げた、と報告している。この村は下ビルマの村にしては農業労働者が極端に少ないのでこのような結論が出てくるのであろうか。ナッシュもファナーも宗教の方により関心がある。両名とも、経済活動と宗教との関係の一例として、豚の飼育は不殺生の戒律に抵触するので農民はこれを行おうとしない、と述べているが、後の経済状況の変化が豚飼育を激増させることは思いもよらなかつたであろう。ラングーン大学経済学部の調査は、農村の社会経済関係の基礎データを網羅的に収集したものであり、下に述べるミャタンやキンマウンチーらの追跡調査の基準値を提供している。

ネーウィン政権期の農村経済調査は、ビルマ人ではミャタン⁽²⁹⁾やキンマウンチー⁽³⁰⁾らが、外国人では斎藤照子⁽³¹⁾と高橋昭雄⁽³²⁾が行っている。ミャタンによると、1960年代、70年代のビルマの農村経済は「停滞」という一言に要約することができる。土地生産性、農家所得、農業経営構造などにほとんど変化がみられないからである⁽³³⁾。だが、1978年以降のHYV導入によって、若干の変化がみられる。ファナーの調査したマイン村を1980年に再調査したミャタンは、米の土地生産性が増加したことを報告しているが、農家の実質所得の増加については懐疑的である⁽³⁴⁾。また彼は仏教では悪業とされる豚飼いが広まっていると指摘している。彼はこの理由を経済勘定のできる農民の増加によるものとしているが、筆者はこれを米作からの実質所得の減少に求め

たい（本書第VI章）。

面と向かって政府を批判しにくいためであろう。ビルマ人研究者の農村調査報告は、農業政策と農村経済を密接に結びつける視点が弱い。だが、ビルマ式社会主義はかなり特異な農業・農村政策をもっているので、政策を離れては農村の社会経済を論じることはできない。政策と実態をきわめて密接に関連づけて農村経済を考察したのは斎藤照子である。斎藤は、籼米供出制度下では、農民の生産性増加への意欲が殺がれること、一部の大規模農家のみが制度の恩恵を被り階層間格差が拡大しつつあること、等を証明した⁽³⁵⁾。本書では、斎藤のこの研究を踏まえ、ビルマ式社会主義の農業政策が、総体として、非農家層を含めた村落全体にどのようなインパクトをもたらしたのかを論述する。

3. 調査地の選定と調査方法

ビルマでの筆者の所属機関はラングーン外国語学院（Institute of Foreign Languages, Rangoon, 現在はヤンゴン外国语学院）という国立の語学専門学校であった。筆者の専攻からいうならば、経済大学（Institute of Economics）や農業大学（Institute of Agriculture）が適当であるが、当時の事情では外国语学院にしか留学できなかった。学院でビルマ語の勉強をするかたわら、上ビルマと下ビルマの村を1村ずつ調査することを希望していた。だが、教育省の方針であろうか、そのような調査に対して正式の許可が出る見込みはまったくなかった。

そこで、学校の休暇を利用して、上ビルマについては短期間村に住み込んで調査を行い、下ビルマに関しては長期の調査をしたかったのでヤンゴンから通うことにした。調査村の選定にあたっては、両村とも水稻作を主要な産業としており都市化の影響が及んでいない村であることを最低の条件とし、上ビルマについては伝統的灌漑のある村という条件を追加した⁽³⁶⁾。さらに、

村の全戸数が120戸前後の村であるというのも重要な条件であった。ビルマの農村統計は、村落内の世帯数や職業構成さえ不正確であるので、どうしても悉皆調査が必要になり、そうなると大きな村はひとりでは調査できないからである。総戸数120戸前後というのは、ビルマの村としては最も小さな部類に入る。そういう意味では典型性を失うことになるが、筆者に与えられた条件、特に時間的制約下では、それ以上大きな村は悉皆調査ができそうになかった。

Z村を選ぶ前に、何人かの友人に連れられて、ヤンゴンから通えそうな村を何村か訪ねた。条件に適合した村がいくつかあったが、最終的にZ村を選んだのは主に以下の五つの理由によるものである。すなわち、第1に、この村では農地改革が実施されていること、第2に、長い間村長を勤めていた古者のウー・ピューが村の歴史、特に農地改革について詳しいこと、第3に、同じ村の中にカイン族というビルマ族とは違った人々も住んでいること、第4に、行政区である村落区と村が一致していて末端行政と村の実態が対応させやすいこと、第5に、ヤンゴンから通うのにバスの便が良いこと、である。調査を始める前に、村の党書記や村落人民評議会委員ら村の主立ち⁽³⁷⁾たちをウー・ピューの家に招待し、調査の趣旨説明を行い、この調査が政治的目的を含まないことを納得してもらった。そして調査票の写しを1組村に置いていくことを約束し、調査の許可を得ることができた。

農村調査を行ったのは、農産物の取引が自由化される直前の、1987年2月から6月にかけての約4ヶ月間である。調査では調査票を用い、筆者自身がこれを持って村内の家々を1軒ずつ歩いた。案内は、ウー・ピューの娘婿のコー・ミャッチョーか息子のコー・ミンスエーがしてくれた。回答者は各世帯の世帯主かその妻で、彼らとのビルマ語でのインタビューおよび調査票の記入はすべて筆者自身が行った。ただし、村独特の言い回しや用語、あるいは名前のスペリング等不明な点は、その都度案内者か回答者に質問した。調査票の質問項目は、家族構成、親族関係、土地保有、農具・家畜の所有、農業労働力雇用あるいは農業労働就業、その他の就業、肥料や農薬の投入、生産物の販売、家計支出など多岐に亘ったが、聞くことはどこの家でもほぼ同

じで、会話はそう難しいものではない。重要でかつビルマ語が相当できないと困難なのは、調査票だけでは得られない情報をいかに得るかということである。あらかじめその適合性を考えて調査票は作られるが、作成されるのは調査の前であるから、予備調査をしたとしても調査途中で重要な見落としに気づくことが少なくない。また、回答者の村内での社会的位置やその場の雰囲気などによって、回答内容も微妙に違ってくることがある。したがって、インタビューの前後や休憩時間の世間話、あるいは村民同士の日常のやりとりの中に重要な情報を見い出すことがしばしばあるのである。土地制度や供出制度に対する農民の考え方、営農意欲、対人関係の親疎などは調査票だけではなかなかわかりにくい。また、本書に登場する村の地図や小作人登録帳の存在は、村人との雑談の中から発見したものである。

調査票による集中的な調査期間は上記のとおりであり、本書の内容もネーヴィン政権末期の村を描いたものになっている。だが、集中的調査の前後にも何度も村を訪れて予備調査や補足調査を行った。また、1988年の任期満了による帰国後も、短期の出張の折に、年に1度ほどZ村を訪問している。すなわち本書は、4ヶ月の集中調査に、そうしたかなり長期に亘る農村調査の記録を加味して書かれたものである。

- (注1) この問題についての詳しい内容は筆者の別稿を参照されたい。高橋昭雄「ビルマ——衰退する米輸出からの財政収入——」(小倉武一監修、小島麗逸編『第三世界の農業政策——保護と財政——』アジアを見る眼76、アジア経済研究所、1988年), 57~66ページ。
- (2) 第IV、V章はすでに発表済みの以下の拙稿を大幅に加筆修正したものである。高橋昭雄「下ビルマにおける農地政策の展開、1957~87年」(『アジア経済』第31巻第2号、1990年2月), および同「ビルマ式社会主义下の農地保有——下ビルマー米作村の事例——」(『アジア経済』第31巻第3号、1990年3月)。
- (3) Myint Maung, "Agriculture in Burmese Economic Development"(Ph. D. diss., University of California, 1966), p. 165.
- (4) Khin Maung Kyi, "Modernization of Burmese Agriculture," in *Southeast Asian Affairs 1982* (Singapore : Institute of Southeast Asian Studies, 1982), p. 118.

- (5) Myint Maung, *op. cit.*, p. 173.
- (6) Department of Economics, Statistics & Commerce, University of Rangoon, *Economic Research Papers No.11 and 12, Village Study Series No.1 : Okpo and No.2 : Wanekon* (Rangoon : 1957), p. 36.
- (7) ゲー・エヌ・クリムコ著／中山一郎訳『独立ビルマの農業問題』翻訳シリーズ20, アジア経済研究所, 1966年, 47~55ページ。
- (8) 斎藤照子「ビルマの粗米供出制度と農家経済——チュンガレー村の事例——」(『アジア経済』第20巻第6号, 1979年6月), 3~4ページ。
- (9) クリムコ, 前掲書, 61ページ。
- (10) 斎藤一夫「ビルマの土地改革」(大和田啓氣編『アジアの土地改革(I)』調査研究報告双書23, アジア経済研究所, 1962年), 210ページ; Myint Maung, *op. cit.*, p. 174.
- (11) Myint Maung, *op. cit.*, p. 148.
- (12) *Ibid.*, p. 159.
- (13) Walinsky, *Economic Development in Burma: 1951-1960* (New York : Twentieth Century Fund, 1962), pp.451-460.
- (14) 斎藤一夫「ビルマの米穀経済と農産物販売庁」(『アジア経済』第4巻第8号, 1963年8月), 22ページ。
- (15) Mya Than, "Burma's Agricultural Development since 1962 : From Stagnancy to Breakthrough," in *Unreal Growth : Critical Studies in Asian Development*, ed. Ngo Manh-Lan (New Delhi : Industrial Publications, 1984).
- (16) Khin Maung Kyi, *op. cit.*
- (17) D. I. Steinberg, *Burma's Road toward Development : Growth and Ideology under Military Rule* (Boulder : Westview Press, 1981).
- (18) 西沢信善「ネーウィン政権の開発政策と経済実績——1962~74年経済停滞の分析を中心には——」(『アジア経済』第26巻第6号, 1985年6月), 47~63ページ。
- (19) Mya Than and N. Nisizawa, "Agricultural Policy Reform and Agricultural Development in Myanmar," in *Myanmar Dilemma and Options : The Challenge of Economic Transition in the 1990s*, ed. Mya Than and J. L. H. Tan (Singapore : Institute of Southeast Asian Studies, 1990).
- (20) 同上論文では, 1988年9月のクーデターに始まる軍事政権期の農業政策も「凋落期」に含まれている。
- (21) Khin Win, Nyi Nyi, and E. C. Price, *The Impact of a Special High-Yielding-Rice Program in Burma*, IRRI Research Paper Series No.58 (Manila : International Rice Research Institute, 1981), p. 10.
- (22) S. K. Jayasuriya, "Technical Change and Revival of the Burmese Rice

- Industry," *Developing Economies*, Vol. 22, No. 2 (Jun. 1984): p. 148.
- (23) Mya Than, *Growth Pattern of Burmese Agriculture : A Productivity Approach* (Singapore : Institute of Southeast Asian Studies, 1988), p. 17.
- (24) 斎藤照子「ビルマにおける水稻高収量品種の導入と展開——実態と問題——」(滝川 勉編『東南アジアの農業技術変革と農村社会』研究双書355, アジア経済研究所, 1987年), 186~187ページ。
- (25) M. Nash, *The Golden Road to Modernity : Village Life in Contemporary Burma* (New York : John Wiley & Sons, 1965).
- (26) D. E. Pfanner, "Rice and Religion in a Burmese Village" (Ph. D. diss., Cornell University, 1962).
- (27) M. E. Spiro, *Kinship and Marriage in Burma : A Cultural and Psycodynamic Analysis* (Berkley : University of California Press, 1977).
- (28) Department Economics,, *op. cit.*
- (29) Mya Than, "A Burmese Village-Revisited," in *Seven Probes in Rural South East Asia : Socio-Economic and Anthropolological*, ed. B. J. Terwiel (Gaya : Centre for South East Asian Studies, 1979) ; *id.*, "Little Change in Rural Burma : A Case Study of a Burmese Village (1960-80)," *Sojourn*, Vol. 2, No. 1 (Feb. 1987) : pp. 55-88.
- (30) Khin Maung Kyi, *myanmā luhmū sībwāyēi pyāunlēhmū hpyi'sin* [ビルマの社会経済変容] (yangoun[ヤンゴン] : badhapyan hnìn saou' htou'weiyēi htanà [翻訳・出版局], 1977).
- (31) 斎藤照子「ビルマの粗米供出……」, 2~25ページ；同「下ビルマ米作村の農業労働者——チュンガレー村におけるその実態——」(『アジア経済』第21巻第11号, 1980年11月), 76~91ページ。
- (32) 高橋昭雄「上ビルマ灌漑村における農地保有と農産物の商品化——下ビルマ農村との比較——」(梅原弘光編『東南アジアの土地制度と農業変化』研究双書406, アジア経済研究所, 1991年), 149~188ページ。
- (33) Mya Than, "Little Change in……"; Khin Maung Kyi, *myanmā luhmū sībwāyēi*.....
- (34) Mya Than, p. 84. なお, HYV導入後の農村経済調査報告は, 筆者の知る限りでは, ミャンマーのものと本書のみである。
- (35) 斎藤照子「ビルマの粗米供出……」, 11~18ページ。
- (36) 上ビルマの農村に関しては, 高橋「上ビルマ灌漑村における……」を参照のこと。
- (37) 村落区, 党書記および人民評議会などの村の行政機構については第I章を参照されたい。